

議案第104号

石垣市觀光施設指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 石垣市觀光施設 |
| 2 指定管理者となる団体 | 石垣市字真栄里402番地
公益社団法人 石垣市シルバー人材センター
理事長 上地 正宏 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |

令和7年12月1日提出

石垣市長 中山義隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。
これが、この議案を提出する理由である。